事務連絡

平成29年1月10日

各市町教育委員会県費負担教職員担当課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

各　　市　　町　　立　　学　　校　　長

兵庫県教育委員会阪神教育事務所総務課長

社会保険の資格取得・喪失証明書の発行について

　このことについて、これまで、各学校において証明書様式に内容を記入し、阪神教育事務所において証明印を押印しておりましたが、事務の迅速化のために、今後は学校長の証明印を押印することとします。

記

【留意事項】

１　証明書に関する問い合わせに関してはこれまで同様、阪神教育事務所総務課で対応いたしますので、問い合わせ先を阪神教育事務所とした別添様式を必ず利用するようお願いいたします。

２　３月３０日任用終了する臨時的任用職員に社会保険資格喪失証明書を発行する場合は、退職日や喪失日の記載誤りを防ぐため、「【3月30日付臨時的任用終了者用】社保資格喪失証明書様式」を利用してください。

３　証明書発行の日付及び関係機関への提出日については、資格取得・資格喪失日以降とするようご留意ください。